

## 学校法人東京医科大学倫理委員会規程

### (設置)

第1条 学校法人東京医科大学(以下、「法人」という。)理事長の下に学校法人東京医科大学倫理委員会(以下「委員会」という。)を置き、大学病院、茨城医療センター、八王子医療センター(以下、「病院」という。)に病院倫理委員会(以下「病院委員会」という。)を置く。なお委員会は病院委員会を統括する。

### (目的)

- 第2条 委員会は法人の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の業務に対する信頼を確保することを目的とする。
- 2 委員会は、法人の推進する研究及び知的財産権に係る活動並びに診療に係る問題について、法人の方針に基づき倫理の徹底を図ることを目的とする。
  - 3 病院委員会は各病院における医療行為に係る倫理的事案、及び職務遂行上必要な倫理的指針などの審査、整備並びに教職員等の倫理的規範の審査、倫理にかかる教育・啓発活動等を行うことを目的とする。

### (業務)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、職務に係る倫理の保持を図り遵守すべき規準や制度の整備を行い、必要な管理等を行う。
- 2 委員会は、研究及び事業活動に係る知的財産権、研究倫理、利益相反、責務相反、兼業、秘密保持等に関する指針の整備、規程の管理並びに規程に基づく倫理の判定を行う。
  - 3 委員会は、病院委員会から医療行為に係る倫理的事案、及び職務遂行上必要な倫理的指針などの審査、整備並びに教職員等の倫理的規範の審査、教育啓発活動に関し、審査を求められた場合は、関連法令、及び法人の諸規程、行動規範に照らし検討し判定を行う。
  - 4 委員会は病院委員会において審査、判断した事案について報告を求めることができる。
  - 5 委員会は必要に応じて業務の一部を他の関連する委員会等へ委嘱することができる。

### (判定の手続き)

第4条 委員会における判定の手続きについては、別に定める。

### (組織)

第5条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 常務理事 1名
- (2) 副学長 1名
- (3) 病院長
- (4) センター長 2名
- (5) 事務局長
- (6) 各病院の事務部長

- (7) 医師以外の外部有識者 2名
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干名

- 2 委員会は、その活動状況を理事会に報告し、活動結果を評価されることを要する。
- 3 委員長は、常務理事がこれに当たる。
- 4 副委員長は、副学長がこれに当たる。
- 5 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、役職で選任された者はその在任期間とする。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に事務局を置き、大学総務課が行う。

#### (運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は前条第1項に掲げる委員の過半数以上の出席を必要とし、第7号の委員のうち1名以上が出席していなければ審議、または採決することができない。
- 3 委員会は、必要に応じて専門家に出席を求めて説明または意見を聞くことができる。
- 4 委員会の決定は、原則として出席委員の合意による。

#### (任務)

第7条 前第3条第1項における委員会の任務は、次の事項とする。

- (1) 職員の職務遂行のための規準として、学校法人東京医科大学職員倫理規程について審議し、理事長に制定や改廃を進言する。
- (2) 職員が行う事業活動及び研究活動の公正性、信頼性を確保するために、職員の利益相反、責務相反に関する規定を整備し、透明性の高い法人運営を推進する。
- (3) 前項にかかる実務の一部については、委員会の下に部会や小委員会を置き実施するか、既存の委員会等に委嘱することができる。
- 2 前第3条第2項における委員会の任務は、次の事項とする。
  - (1) 病院における医療行為の倫理的問題に関し判断を求められた事項
  - (2) 病院における職務遂行上必要な倫理的指針などの審査及び整備に関し判断を求められた事項
  - (3) 病院に所属する教職員等の倫理規範の審査及び教育・啓発活動に関し判断を求められた事項
  - (4) その他前各項以外で病院から判断を求められた事項
- 3 次の各号における審査は別に定める。
  - (1) 東京医科大学医学倫理委員会に関すること
  - (2) 東京医科大学病院治験審査委員会に関すること
  - (3) 東京医科大学生体肝移植適応決定委員会に関すること
  - (4) 東京医科大学臓器移植審査委員会に関すること
  - (5) 東京医科大学肺移植適応決定委員会に関すること
  - (6) 東京医科大学脳死判定に関する委員会に関すること
  - (7) 東京医科大学病院遺伝子治療臨床研究審査委員会に関すること
  - (8) 東京医科大学教職員等の研究活動に係る調査委員会に関すること

(秘密保持)

第 8 条 委員会委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。またその職を辞した後も同様である。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則(平成 21 年 8 月 14 日東医大発第 455 号)

この規程は、平成 21 年 7 月 28 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。  
(全面改正)